

鹿屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

令和8年（2026年）6月改定

【計画の見直し】

状況変化等に的確に対応するため、政府行動計画・県行動計画の見直しに合わせて検討を行う。

計画改定の経緯

国は、新型コロナ対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正も踏まえ、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を抜本改正。また、県も、改正後の政府行動計画に基づき、令和7年3月に「鹿児島県新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定。本市においても、国や県の行動計画改定に伴い、「鹿屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定（本市では、平成26年度策定、令和2年度改定）

計画の目標

感染症危機対応を行うにあたり、感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた、健康危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すための目標

- ① 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ② 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ③ 基本的人権の尊重

対象となる感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

主な改正内容

- 流行時期の区分等
・国及び県と同様、「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分類し、取組を記載
- 対策項目
・7項目に拡充（新型コロナ対応で課題となった項目を独立、記載を充実）
・中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

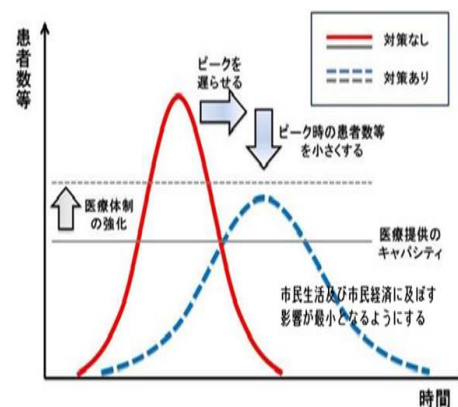
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン確保等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、強化を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染症対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・業務継続計画（BCP）の作成や実施等により、日常から市民の健康維持又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の概念図



計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

- 第1節 感染症危機を取り巻く状況
- 第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要
- 第3節 市の感染症危機管理の体制

第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応

- 第1節 市行動計画の策定
- 第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験
- 第3節 市行動計画改定の目的

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

- 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

第2章 対策推進のための役割分担

- 第1節 国の役割
- 第2節 県及び市の役割
- 第3節 医療機関等の役割

第3章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

- 第1節 市行動計画における対策項目等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第3章 まん延防止

第4章 ワクチン

第5章 保健

第6章 物資

第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

※各章毎に、第1節 準備期、第2節 初動期、第3節 対応期における取組を明記

各対策項目の主な取組				
対策項目		準 備 期	初 動 期	対 応 期
1	実施体制	①特措法の規定に基づき、必要に応じた市行動計画の策定及び改定 ②行動計画の内容を踏まえ、発生に備えた実践的な訓練の実施 ③市業務継続計画（BCP）等の作成・変更 ④市と国・県等の連携強化	①国内外における発生動向等に関する情報収集 ②国・県等と情報共有を行い、国・県の初動対応の確認 ③市警戒本部での情報共有・初動対応の協議 ④国及び県対策本部設置に伴う市対策本部の設置の検討 ⑤迅速な対応の実施に必要な予算の確保	①リスク評価を踏まえ、地域の実情に応じた対策の実施 ②市対策本部の設置（国・県の緊急事態宣言発令時） ③必要に応じた県・他市町への職員派遣・応援依頼 ④国・県対策本部の廃止に伴う市対策本部の廃止
2	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	①基本的な感染対策の市民等への分かりやすい情報提供・共有 ②コールセンター等の設置準備	①有効な感染防止策等の市民等への分かりやすい情報提供・共有 ②偏見・差別や偽・誤情報への対応（特に感染者等） ③コールセンター等の設置	①同左 ②偏見・差別や偽・誤情報への対応（特に医療従事者等、治療法等） ③コールセンター等の継続
3	まん延防止	①発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 ・基本的な感染対策の普及（換気、マスク着用等の咳エチケット等） ・自らの感染が疑われる場合の対応	①国内でのまん延防止対策の準備 ・市業務継続計画に基づく対応の準備 ・3密を避ける基本的な感染対策の普及（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等） ・自らの感染が疑われる場合の対応	①県が県民や事業者等に対して行うまん延防止対策への協力 ・3密を避ける基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の勧奨 ・公共交通機関等に対する利用者への適切な感染対策の実施 ・施設の使用制限や停止（休業）等の要請
4	ワクチン	①ワクチン接種に伴うワクチン分配量及び必要な資材の把握 ②関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築の準備 ③市民等への予防接種やワクチンの普及啓発及び情報提供・共有 ④予防接種事務システムの整備（DXの推進）	①予防接種に伴うワクチン及び必要な資材の確保 ②円滑に特定接種・住民接種を実施するための会場や医療従事者等の確保 ③同左	①国・県の要請に基づき、ワクチンの流通や需要・供給状況の把握・調整 ②速やかな特定接種・住民接種の開始 ③国・県・市民への予防接種に関する情報提供・共有
5	保健 (新)	①潜在保健師等の調査（IHEAT要員の把握）、人材育成 ②県（保健所）支援（感染症発症時の健康観察等）に伴う準備	①在宅保健師等のIHEAT要員（保健所の業務を支援する医療専門職）について県への紹介、人材育成 ②同左	①県（保健所）の健康観察に係る依頼時の対応（保健師派遣） ②県が実施する食事の提供又は健康観察に必要な物品（パルスオキシメーター等）の支給への協力
6	物資 (新)	①有事に必要な感染症対策物資等の確保 （定期的な備蓄状況の確認も含む）	①感染症対策物資等の備蓄状況の確認 ②感染対策物資等の不足が見込まれる場合、国や県と連携し、必要量を確保	①～②同左
7	市民の生活及び地域 経済の安定の確保	①感染症対策事務又は新型インフルエンザ等対策の業務に係る必要な食料品や生活必需品等の備蓄 ②事業者や市民に対して発生に備えた適切な行動での衛生用品（マスク・消毒薬等）、食料品や生活必需品の備蓄の勧奨 ③県と連携し発生時の要配慮者（高齢者・障がい者等）の把握、生活支援、搬送、死亡時の対応等に係る具体的手続の確認 ④火葬能力等の把握、火葬体制の整備	①同左①の備蓄量（数量・消費期限等）の確認・補充 ②事業者や市民に対してまん延に備えた適切な行動での衛生用品（マスク・消毒薬）、食料品や生活必需品の備蓄の勧奨 ③感染者に対する物資の支援について保健所等からの情報収集 ④遺体の火葬・安置に係る施設等の確保	①心身の影響に関する施策、教育の継続に関する支援、生活関連物資等の価格の安定に関する施策等の実施 ②国からの要請に基づき、要配慮者（高齢者・障がい者等）に必要な応じた生活支援、搬送、死亡時の対応等の実施 ③遺体の埋火葬・安置に係る施設や人員等の確保 ④近隣市町に対する広域火葬の応援・協力 ⑤事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置の実施 ⑥水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置の実施